

鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業者等及び障がい者就労施設等事業者に対して ICT の導入費用を助成することにより、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進すること、また障がい者就労施設等利用者が働きやすい職場環境を整備することにより障がい者の生産能力の向上、障がい者が従事可能な担当業務の拡充を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法律」という。）第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- (2)「障害者支援施設事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。
- (3)「一般相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- (4)「特定相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- (5)「障害福祉サービス事業者等」とは、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者をいう。
- (6)「障がい者就労施設等事業者」とは次のアからエのとおりとする。
 - ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を県に提出している事業所又は鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長（以下「障がい福祉課長」という。）が認めた事業所）
 - イ 就労継続支援B型事業所（県が作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は障がい福祉課長が認めた事業所）
 - ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について障がい福祉課長が認めた事業所
 - エ 共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障がい者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者）

(交付対象)

第4条 本補助金は、鳥取県内の障害福祉サービス事業者等及び障がい者就労施設等事業者（以下

「補助対象事業者」という。)が ICT を導入する事業 (以下「補助事業」という。)に対して交付する。

(補助対象経費)

第 5 条 本補助金の対象経費は、別表第 1 欄に掲げる事業ごとに別表第 2 欄に掲げる補助対象事業者の別表第 3 欄に掲げる経費 (寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税を除く。)とする。

2 補助対象経費を算定するにあたっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

3 鳥取県産業振興条例 (平成 23 年鳥取県条例第 68 号) の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付額の算定方法)

第 6 条 本補助金の交付額は、前条の補助対象経費に 4 分の 3 を乗じた額とする。但し、千円未満は切り捨てとし、補助対象経費の上限額は 100 万円とする。

2 県は、補助対象事業者ごとに、当該補助対象事業者が ICT 導入に要した費用から、あらかじめ定めた額を差し引いたものを対象経費の支出 (予定) 額とすることができる。

(交付申請の時期等)

第 7 条 本補助金の交付申請は、障がい福祉課長が別に定める日までに行うものとする。また規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号とする。

(交付決定の時期等)

第 8 条 本補助金の交付の決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として 20 日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付の決定の通知は、様式第 2 号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第 8 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第 10 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告 (以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の 4 月末日又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項各号に掲げる書類は、様式第 3 号とする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱並びに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による最新の「障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」及び「就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業実施要綱」に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和6年7月23日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表（第5条関係）

1. 補助事業	2. 補助対象事業者	3. 補助対象経費
障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業	障害福祉サービス事業者等	障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等が ICT を導入する際に必要な経費
就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業	障がい者就労施設等事業者	障がい者就労施設等における生産活動の改善等に向けた取組のために、障がい特性に配慮した ICT 機器等を導入する際に必要な経費